

「その他のスパイス（根又は根茎に限る。）」に
米国の作物群 1 C、1 D の基準値を参照することについて

平成 24 年 9 月 26 日
農薬・動物用医薬品部会

1. 経緯

ポジティブリスト導入時に「その他のスパイス」及び「その他のハーブ」の食品分類を設け、多くの暫定基準値を設定したところである。しかし、香辛料、特にスパイスの多くが途上国から輸入されるものであり、作物残留試験データが集まりにくく、暫定基準の見直しに際して、基準値を削除せざるを得ない状況である。

現在、米国の塊茎状野菜及び球茎状野菜のグループ基準である 1 C 又は 1 D に「その他のスパイス」に該当するウコンが含まれていることから、これらの基準値を参照し、「その他のスパイス」に基準値が設定出来ないか輸入業者等から検討を依頼されている。

2. 現状

「その他のスパイス」に分類される作物の残留試験成績を根拠に「その他のスパイス」に基準値を設定している。

米国では、塊茎状野菜及び球茎状野菜のグループ基準である 1 C、1 D とは別にスパイスとしてのグループ基準である 19 B があること、1 C、1 D の基準値設定にあたっては、ばれいしょ、かんしょの残留試験成績が用いられることとなっているが、これらは、「その他のスパイス」に該当する作物ではないことから、現在、日本ではこれらの基準値を参照していない。なお、Codex においても、ばれいしょ又はかんしょの作物残留試験成績でウコンの基準値が設定されることはなく、現状の取扱いは Codex に沿ったものとなっている。

3. 対応案

日本の食品分類は、摂取量の他に、作物の植物学的な分類、食品としての利用部位、農薬の使用方法等の類似性を考慮し設定している。米国の 1 C、1 D も同じ形状の作物を集めたグループであること、残留基準と使用方法は合わせて検討され、グループとして設定されるものであることから、これらのグループに含まれる作物は、利用部位、農薬の使用方法が共通している。

日本は、地下の塊茎、球茎を食するいも類を「ばれいしょ」、「さといも類」、「かんしょ」、「やまいも」、「こんにゃくいも」と、それ以外の作物をまとめた「その他のいも類」に分類し、米国が 1 C、1 D に基準値を設定している場合は、原則、いも類全般に基準値を参照することとしている。「その他のいも類」として、様々な科の作物をまとめて取り扱っていること、スパイスの摂取量は微量であることから、スパイスであっても根又は根茎を食するものに限っては、米国の 1 C、1 D の基準を参照することに改めたい。

(参考資料)

1. 日本におけるスパイスの取扱い

1-1. 定義

食品に風味付けの目的で比較的少量使用される種々の植物由来の芳香性樹皮、根、根茎、蕾、種子、果実、または果皮

1-2. スパイスに該当する作物とその食用部位

該当作物	食用部位
アサ、カシア、カンゾウ、シナモン	樹皮
アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウ	根
アサフェチダ、ウコン、ガジュツ、ガランガル、カンゾウ、しょうが、西洋わさび、わさび	根茎
クローブ、ケーパー、サフラン、	蕾
ウイキョウ、キャラウェイ、クミン、セロリ、コリアンダー、ディル等	種子
オールスパイス、コショウ、サンショウ、バニラ等	果実
オレンジ、みかん、ゆず、レモン	果皮

2. 米国の作物グループ（一部抜粋）

グループ	作物	代表作物
1 A : 根菜類	てんさい、ごぼう、にんじん、セルリアック、パースニップ、はつかだいこん、だいこん、かぶ等	にんじん、はつかだいこん及びてんさい
1 B : 根菜類 (てんさいを除く)	ごぼう、にんじん、セルリアック、チコリ、パースニップ、はつかだいこん、だいこん、かぶ等	にんじん、はつかだいこん
1 C : 塊茎及び球茎状野菜	アラカチャ、クズ、チョロギ、きくいも、ダンドク、キャッサバ、ハヤトウリの根、食用カヤツリ、さといも、しょうが、レーレン、ばれいしょ、かんしょ、タニア、ウコン、クズイモ、ヤムイモ	ばれいしょ
1 D : 塊茎及び球茎状野菜 (ばれいしょを除く)	1 Aの作物と同様 (ばれいしょを除く)	かんしょ
1 9 B : スパイス	オールスパイス、アニスの種子、アナトーの種子、ケーパーの蕾、キャラウェイ、セロリの種子、シナモン、クローブの蕾、コリアンダーの種子等	黒コショウ並びにセロリの種子又はディルの種子

代表作物：グループ基準の設定において、作物残留試験成績が必要とされる作物